

①返済となるケース

下記事由が発生した場合、返済となります。

- 本貸付事業の貸付対象ではなかったにもかかわらず貸付を受けたことが判明した場合。
  - 本貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった場合（就業継続の確認ができない場合等）。
  - ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者でなくなった場合。
- ※東社協への届け出がない場合でも、区市等から「訓練促進給付金」の支給が停止した等、返済となる事由の発生が確認された場合は、返済となることがあります。

②返済になる場合の提出書類

ご提出いただく書類は、状況によって異なりますので、くわしくは東社協までお問い合わせ下さい。

③返済開始時期

返済の事由が生じた日の属する月の翌月から返済開始となります。

④返済期間・返済金額

借入れお申し込みの際に設定した返済期間（下記参照）による月賦均等払いになります。  
（参考）返済期間 ※借入時に下記期間内で設定。

資金の種類	返済期間	＜利子について＞
入学準備金	5年（60ヶ月）以内	連帯保証人ありの場合→無利子
就職準備金	2年（24ヶ月）以内	連帯保証人なしの場合→年率 1.0%

- 返済になると、毎月東社協から払込取扱票（ゆうちょ銀行）が郵送されます。
- 返済期間中、借受人および連帯保証人宛に「返済残額のお知らせ」等の書類を送付します。

⑤留意事項

- いずれの資金も返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子が発生します。  
 [ 2020年3月以前に貸付決定した方：年利5%  
 2020年4月以降に貸付決定した方：年利3%（民法改正に伴い変更） ]
- 東社協へのご連絡がなく、一定期間を超えて滞納の場合には「督促状」発行のほか、必要に応じて訪問や面接を実施します。悪質と判断される場合には法的措置をとることもあります。

連絡先（問い合わせ・書類の提出および請求先）

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉資金部 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金担当  
 〒162-0824 新宿区揚場町 1-18  
 電話 03-3268-7189（受付時間・平日9時～17時45分）

ホームページより各種書類様式がダウンロードできます

○届け出に必要な書類様式1から12は、東京都社会福祉協議会のウェブサイトよりダウンロードできます。

- ① <https://www.tcsw.tvac.or.jp>（東京都社会福祉協議会）のウェブサイトにアクセスしてください。
- ② トップページ上段の「事業一覧（部署別）」をクリックしてください。
- ③ 「福祉資金部サポート資金担当」の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」のページをご覧の上、「各種様式のダウンロードはこちら」のページより必要な書類様式をダウンロードしてください。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

資金交付から償還（返済）免除までの手続きについて

はじめに 返済免除の要件について

○この貸付金では、下記の要件を満たした場合、債務の返済が免除されます。

【返済免除の要件】

- ①養成機関を卒業していること。
- ②資格取得した日から1年以内に、東京都内で、取得した資格が必要な業務に就職していること。
- ③通算で5年間、東京都内で、取得した資格が必要な業務に従事すること。  
1週間の所定労働時間は、合計20時間以上であること。雇用形態は問いません。

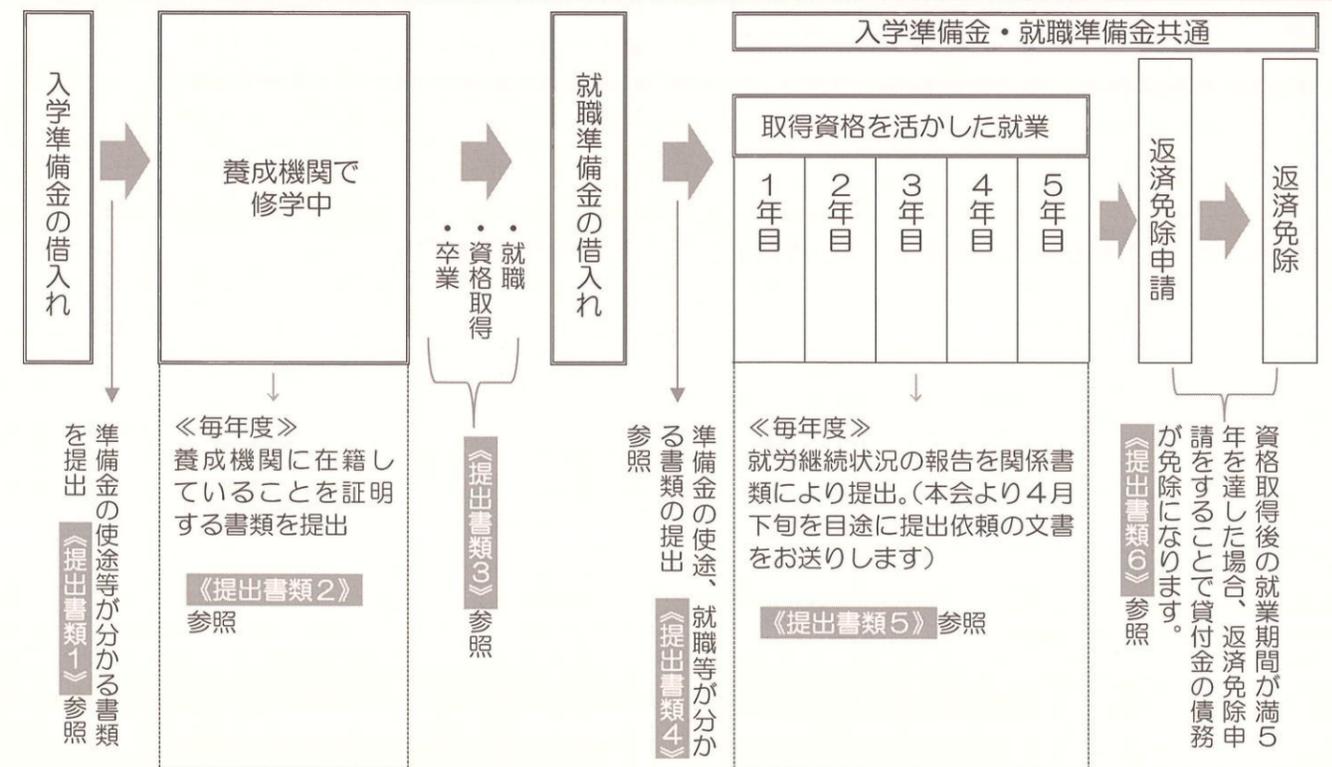
※返済免除の方法は、「《提出書類6》資格取得後の就労期間が満5年以上に達した場合」をご覧ください。

○返済免除までの期間、毎年1回、5月末日までに就労状況の確認書類をご提出ください。

この提出がないと、返済免除が認められない場合があります。

○在学中または就労継続中等の状況によりご提出いただく書類が異なります。このパンフレットをよくお読みいただきました上、それぞれの状況に応じた書類をご提出ください。

借り入れから返済免除までの流れおよび提出資料



《提出書類1》 入学準備金の借入後 【入学準備金】

①資金使途報告書（様式1） ②資金使途を確認できる書類の写し（領収書等）	入金ご確認ののち、すみやかにご提出ください。 ※左記①、②とも入学準備金の申請書類提出の際にあわせてご提出いただいてもかまいません。
---	---

《提出書類2》 養成機関に在学中 【入学準備金】

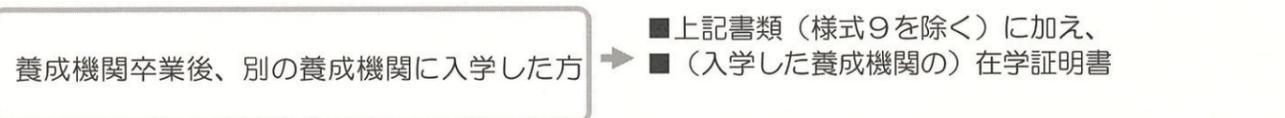
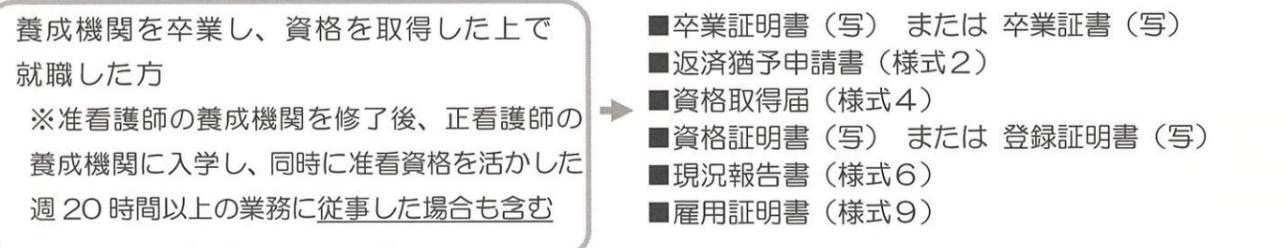


※入学2年目以降は本会より、文書で提出を依頼します。

《休学や退学、給付金受給資格の喪失となった場合、速やかに下記書類を提出》

養成機関を休学(または休学後に復学)	■休学・給付停止等報告書(様式3) ■様式3に記す添付書類
養成機関を退学	■退学届・辞退届(様式10) 退学証明書類
給付金受給資格を喪失 (養成機関にはひきつづき在学の場合)	■返済猶予申請書(様式2) ■休学・給付停止等報告書(様式3) +様式3に記載の添付書類(在学証明書等)

《提出書類3》 卒業・就業時 【入学準備金】



卒業したが、資格を取得できなかった・求職中等の場合、下記書類を提出

養成機関を卒業したが、資格取得ができなかった	■返済猶予申請書(様式2)	↓ 様式2に記載されている該当の添付書類 不合格通知、卒業証明書類
求職中の場合 (卒業・資格取得後、就職までに時間を要する場合)	■返済猶予申請書(様式2) ■現況報告書(様式6)	月1回以上求人へ応募したこと または月2回以上職業相談を行ったことが分かるもの。

《提出書類4》 就職準備金の借入後 【就職学準備金】

①資金使途報告書(様式1) ※ ②資金使途を確認できる書類の写し(領収書等) ※ ③返済猶予申請書(様式2) ④現況報告書(様式6) ⑤雇用証明書(様式9)	入金ご確認ののち、すみやかにご提出ください。 ※左記①、②の書類は、就職準備金の申請書類提出の際にあわせてご提出いただいてもかまいません。
--	--

《提出書類5》 都内で就労継続中(返済猶予申請) 免除決定まで毎年度、提出 【入学準備金/就職準備金】 共通

①返済猶予申請書(様式2)、②現況報告書(様式6)、③雇用証明書(様式9)

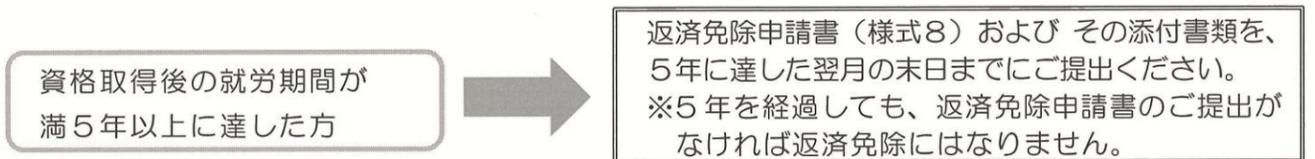
《その他の状況の場合—状況に応じた書類をご提出ください》

取得資格を活かして都内の別事業所に転職	■現況報告書(様式6) ■雇用証明書(様式9) ■(前職場の)退職証明書
退職・転職(都外・取得資格と関連なし)	■現況報告書(様式6) ※ただし、都内で資格を活かした業務に今後従事しない場合は業務廃止届(様式12)を提出 ■退職証明書
住所・連絡先を変更した場合	■住所等変更届(様式7) □住所変更の場合、新住所の住民票を添付

上記以外の状況が生じた場合 東京都社会福祉協議会にお問い合わせください(問い合わせ先4ページ参照)。

《提出書類6》 資格取得後の就労期間が満5年以上に達した場合(返済免除申請) 【入学準備金/就職準備金】 共通

○「1 はじめに」の返済免除要件を満たした場合、申請を行うことで債務の返済が免除されます。



償還(返済) 免除要件の詳細について 【入学準備金/就職準備金】 共通

○償還(返済) 免除の要件につきましては、「1 はじめに一返済免除の要件について」をご参照ください。

東京都内で取得した資格が必要な業務とは	看護師や介護福祉士等、取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではありません。たとえば、「保健師資格を取得した者が、看護師として業務に従事する場合」や、「看護師資格を取得した者が訪問看護ステーションを運営する場合」等を含みます。取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断します。 なお、勤務形態は常勤に限りません(1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務であれば対象となります)。人事異動等で都外での勤務になる場合には、事前に東社協までご相談ください。
就業継続について	取得した資格が必要な業務に、通算で5年間勤務した場合をいいます。必ずしも同一の事業所で離職なく継続する必要はありません。 ① 一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合、求職期間中も、継続して就業しているものとして業務に従事した期間に算入します(最長1年間)。なお、求職活動とは、以下のいずれかを書面で確認できる場合です。 ア 月1回以上、求人への応募を行った場合 イ 次のような就職活動を、原則として月2回以上行っている場合 ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関(民間職業紹介機関、労働派遣機関等)が行う職業相談、職業紹介等 ・公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。 ウ (1)公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、 (2)就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、 (3)公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合および公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合。その場合、就労支援機関等による証明書で確認します。 ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(客観的に判断できる場合のみ)により離職し、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務に従事した期間には算入しません。 ③疾病等により休職している期間についても、雇用が継続している場合には、業務に従事した期間に算入します。